

第九回大會

日時 昭和六年十月四日

會場 日本労働會館

出席代議員 二十一組合 二百五名

- 〔議長〕松岡駒吉 〔副議長〕三木治郎 内田藤七
- 大會委員〔豫算委員〕○安川匡美 松下龍四郎 高橋正雄 今村敏 大野爲五郎 〔議事委員〕○佐藤信之助 小林寅松 森本耕 藤科義茂 門司亮 岩崎一郎 野口榮治
- 〔會計審査委員〕○小野健 佐藤常治 内山三代松 丸山由藏 田中成 猪本福松 關根謙治 〔法規委員〕○山良太一 佐藤仁右衛門 栗原濱五郎 藤田七之助 飯島武助
- 〔資格審査委員〕○磯山兵五郎 藤井應次 高橋重太郎 川如孝藏 青木進 小松宗治 小竹久雄 〔印は委員長〕

録されたる議案左の如し

- 一、社会民衆婦人同盟加入勧告の件 本 部
- 二、十萬人突破運動に關する件 本 部
- 三、電話擴張工事繰延絶對反對の件 逕友同志會
- 四、健康保險法改正並に運用に關する件 關東釀造労働組合
- 五、労働組合法制定要求の件 本 部
- 六、議事法改正に關する件 中央合同組合
- 七、十年間労働組合員数増の件 東京鐵工組合

大會決議事項の執行

全國大會に提出したる議案は、前項記載の

- 二、四、五、六、七、八、十四、十五、十六、十七、十九、廿二、廿三、廿四の各議案で夫々可決された。
- 九、廿二、廿三、廿四の各議案で夫々可決された。
- 執行委員會又は特別委員に附托される議案中、スポーツ對策の件は執行委員會に於て、齋藤健一、原虎一、土井直作の三名に附托研究せしめたる結果、左の結論に達した。
- 一、深刻なる不況の爲め極度に労働階級は收入を減じ、其の餘暇を失ひつゝある。
- 二、工場労働者は労働過激にして、野球の如き非常な體力を要する運動に熱中する時は作業能率に悪影響を及す。
- 三、資本家階級が労働組合切崩し對策として強制的に奨励したるも右の情勢等よりして彼等自らが其の當を得たるものにあらざる事を悟りつゝある。
- 四、スポーツを通じて組合組織に利用する事は其の効果なしとせざるも他の方法より有効ではない。
- 五、野球の狂的流行性も其の頂點を越へた感がある。

【結論】労働組合員は第一に其の弊害に陥入ざる様注意して支部の事情と現れる具體的事實に就いて適當なる對策を講ずるを可とす。

山崎鐵工所争議に對する川口警察署の暴壓に對する抗議は、大會に依つて指命されたる委員が十月九日埼玉縣廳に

八、同一資本に對する閉鎖網確立に關する件

神奈川鐵工組合

九、スポーツに對策の件

東京鐵工組合

十、公益を無視する郵便事業縮小反對の件

逕友同志會

十一、會旗徽章統一に關する件

關東釀造労働組合

十二、共済制度統一に關する件

東京鐵工組合

十三、機關紙改正要求の件

關東釀造労働組合

十四、繰越即時撤廢運動の件

紡織労働組合

十五、逕信從業員の政治的自由抑壓反對の件

逕友同志會

十六、内務省河川工事從業員の第三種備人制度撤廢要求の件

中央合同組合

十七、労働裁判所設置並思想判事採用の件

東京鐵工組合

十八、青年前衛隊組織勸告の件

東京鐵工組合

十九、工場協會撲滅運動を全国的に起す件

東京鐵工組合

二十、山崎鐵工所争議に對する川口警察署の彈壓に抗議運動を起すこと

東京鐵工組合

二十一、日本労働會館寄附金募集の件

本 部

二十二、失業防止並救済に關する件

本 部

二十三、婦人労働者保護に關する件

本 部

二十四、反動の權化工業俱樂部に對しては、労働者を起す件

理學を起す件

知事及警察部長を訪問し、嚴重なる抗議を行ひ、同夜浦和公會堂に糾弾大會を開催し、數千名に上る大示威運動を行ひ遺憾なく我同盟の威力を發揮した。

其後再三の抗議折衝の結果、警察部長の誠意を認むるに至り、充分の効果を示して打切つた。

中央委員會に建議したる十一、十二、十三の議案は、大々研究調査されて居る。近くその具體案の發表を見るであらう。

理事會議事

第一回（昭和六年十二月十九日午後七時）

一、青年同盟組織に關する執行委員會案は之を中央委員會に提出すること

二、預金部設立の件は原案を可決し評議員支部員は執行委員會に一任す。部長として福岡金次郎君を推選す。

三、十萬人突破運動に關して左の如く決定す

(イ) 歳末闘争ポスターを作製すること

(ロ) 各支部に對し一定の獲得組合員數割當表を作製し之に達する様努力せしむること

四、社会民衆黨大會に對しては靜觀的態度を持し、行動を慎重にすること

第二回（昭和七年三月廿八日午後七時）

一、生保從業員組合加盟を承認す